



中東の知財概況と模倣品対策

2025年3月

日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所 知的財産権部

後藤 泰輔

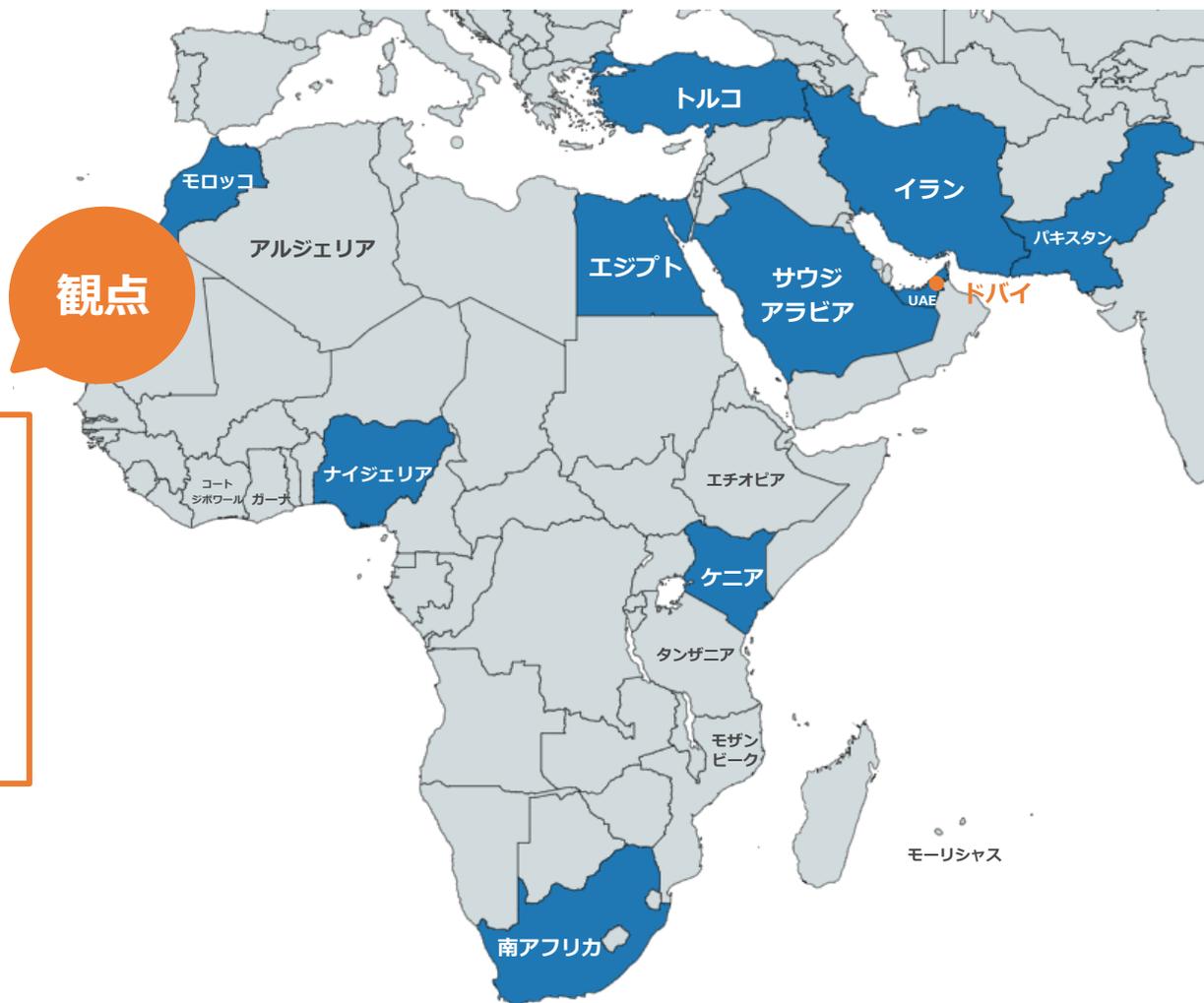
本日の内容

1. 中東地域の知財全体像
2. 中東地域の模倣品問題
3. 現地日系企業との活動・知財情報

本日の内容

1. 中東地域の知財全体像
2. 中東地域の模倣品問題
3. 現地日系企業との活動・知財情報

知財の面で特に着目すべき国



観点

1. 日本企業の進出国（製造・販売拠点）
2. 経済規模・イノベーション環境
3. 知的財産の出願数
4. 模倣品の流通

中東・アフリカへの出願件数が世界全体に占める割合

(2023年)

特許

中東

1.4 %
50,719件

アフリカ

0.6 %
21,500件

日本

8.4 %
300,133件

意匠

2.5 %
29,699件

0.5 %
5,982件

2.5 %
29,762件

商標

3.8 %
442,767件

1.4 %
166,781件

1.4 %
162,129件



中東：以下の合計数(イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、レバノン、シリア、トルコ、イエメン、GCC6か国、GCC特許庁)
アフリカ：Africa
母数：World (トルコの件数をTURKPATENTのデータで補正)

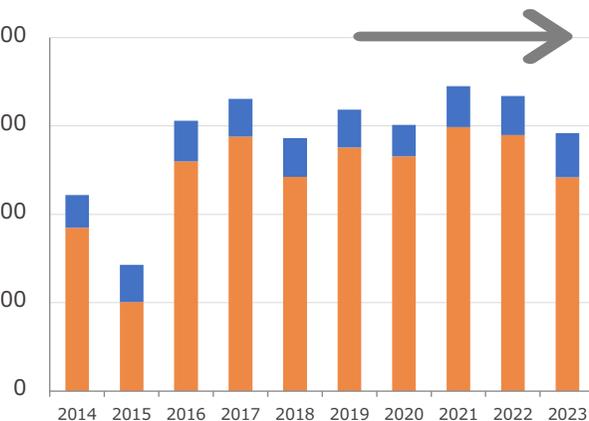
中東全体 特許・意匠・商標の出願件数

- 特許は減少傾向から**増加傾向に**（⇒UAE・サウジの出願増。）。**外国出願**が多い。
- 意匠は**ほぼ横ばい**、商標は**増加傾向**（⇒UAE・サウジの出願増。イラン・トルコは減少）。**内国出願**が多い。
- 日本からの出願は、**特許・意匠は横ばい**。商標が大きく減少。（⇒UAE、イスラエルで減少）

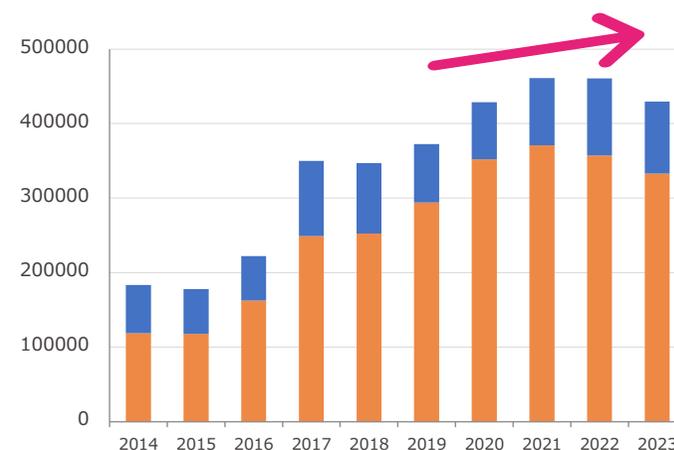
特許



意匠



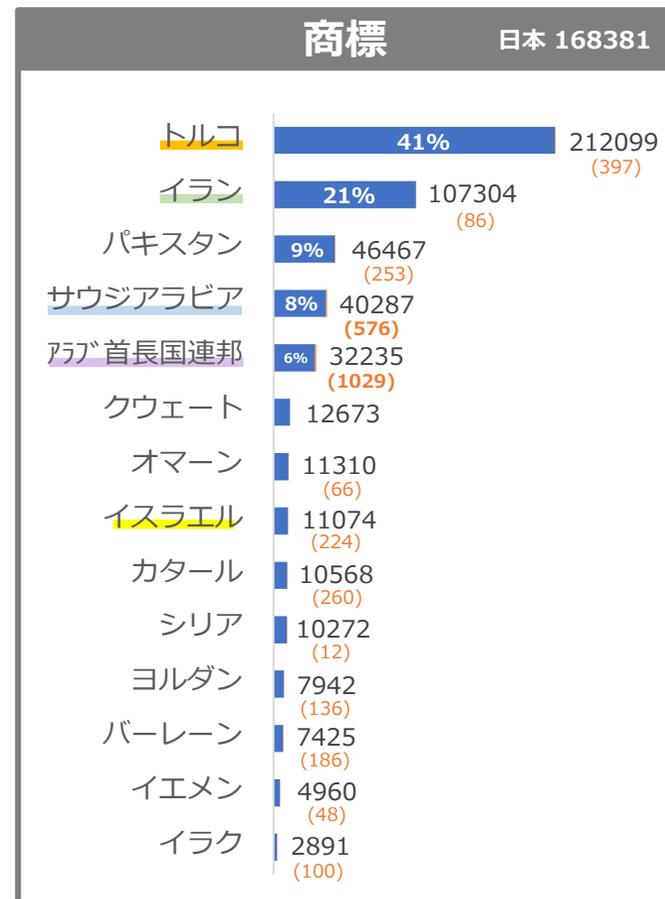
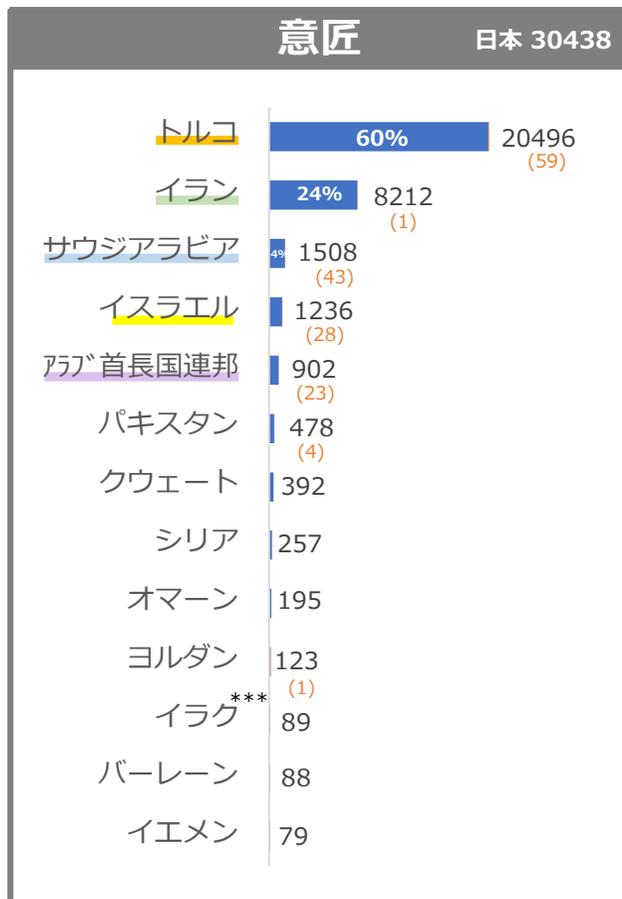
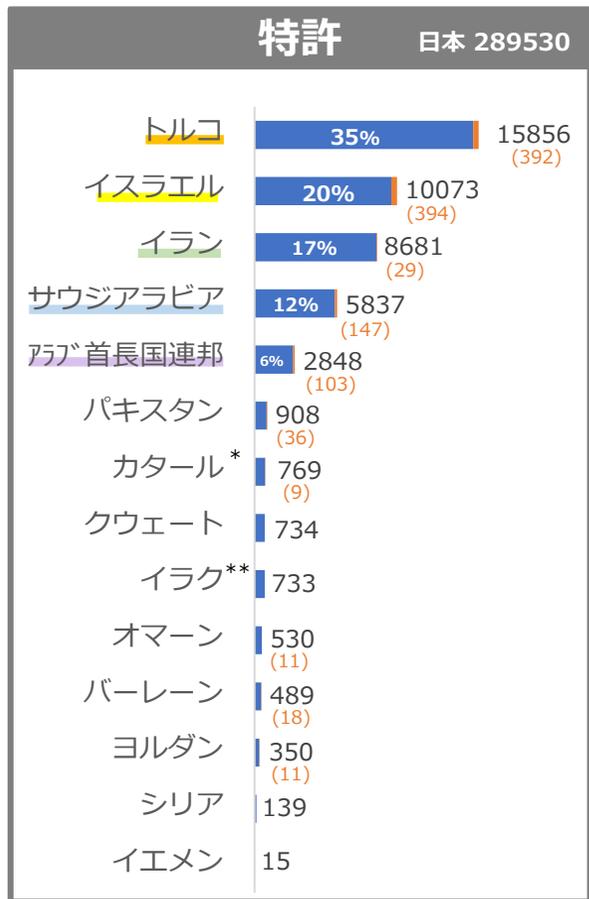
商標



以下の合計数(イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、レバノン、シリア、トルコ、イエメン、GCC6か国、GCC特許庁)

中東地域への出願数ランキングトップ10+a

- 2022年データ（「*」2021年、「**」2020年、「***」2018年）
- ()内 - 日本からの出願, 未表示- データなし又はゼロ
- % 中東の出願全体に占める割合



(参考) GCC特許庁** 2343 (55)

中東・アフリカ地域の知財保護評価 – 2024年版 米国301条スペシャルレポート

2024 Special 301 Report



Office of the United States Trade Representative

優先監視国 (7か国)
中東アフリカ地域なし

監視国 (20か国)
エジプト、パキスタン、
トルコ、アルジェリア

⇒ **中東アフリカ加除なし**

米国通商代表部(USTR)が、知的財産の保護・執行・公正かつ公平な市場アクセスに問題のある国を毎年指定。

- **アラブ首長国連邦 (UAE) (2021年に削除)**
 - ・ 知財保護のためのIPエコシステムプログラムの開始
 - ・ 音楽著作権に関する管理団体 (CMO) 設立手続草案
⇔ ・ 違法ストリーミングデバイス・IPTV
・ 署名・公証委任状・原本など特定の手続きや文書要件
- **サウジアラビア (2022年に優先監視国から削除)**
 - ・ 知的財産総局(SAIP)の取組みを評価
 - 知財執行の常設国家委員会設置、報告書、事例研究
 - 知財に関する法律や規則の策定
 - ⇔ 医薬品イノベーションと市場アクセス関連の政策に懸念
- **クウェート (2022年に削除)**
- **レバノン (2022年に削除)**

維持

- **エジプト**
 - ・ 国家知財戦略実施の遅れ、知財環境の顕著な改善なし
 - ・ 税関の**模倣品**や**海賊版**の職権押収権限なし、訓練不足
 - ・ 特許紛争早期解決メカニズム欠如、商標ライセンス登録義務付け
 - ・ 特許や商標の審査基準の残りの部分開示
- **パキスタン**
 - ・ **模倣品(医薬品)**や**海賊版**が依然として蔓延、国内製造・配信の増加
 - ・ 刑事執行当局に模倣品に対する職権なし
 - ・ 裁判官の能力や専門性不足、判決の一貫性の欠如
- **トルコ**
 - ・ **模倣品(医薬品)**や**海賊版(オンライン)**の重要な供給源で中継地。
 - ・ 裁判所における捜査令状の取得のための証拠基準が厳しい
 - ・ 警察に商標模倣品取り締まりの職権なし
 - ・ **医薬品価格**と償還、**試験データ**保護懸念
- **アルジェリア**
 - ・ 署名・公証委任状・原本など特定の手続きや文書要件
 - ・ **模倣品**や**デジタル海賊版**が蔓延、**医薬品**試験データ保護不足

リスト外指摘

- **南アフリカ**
 - ・ ストリーミングリップングソフトウェアの流行
 - ・ 商標出願処理の極端な遅れ
- **ケニア、ナイジェリア、モーリシャス**
 - ・ 知的財産権の執行制度が不十分
- **イラク**
 - ・ 違法ストリーミングデバイス、IPTV
 - ・ 商標出願の処理の極端な遅れ

過去に削除済

中東・アフリカ地域で日系企業から指摘される課題



制度や運用の不透明性



公開情報の不足
知財DBの未整備



模倣品問題

本日の内容

1. 中東地域の知財全体像
2. 中東地域の模倣品問題
3. 現地日系企業との活動・知財情報

中東・アフリカ地域への模倣品流通ルート

- 中国を中心に多様な地域から、中東（サウジアラビア、UAEなど）、アフリカに流入。

模倣品流通ルート
大口（1万点以上）

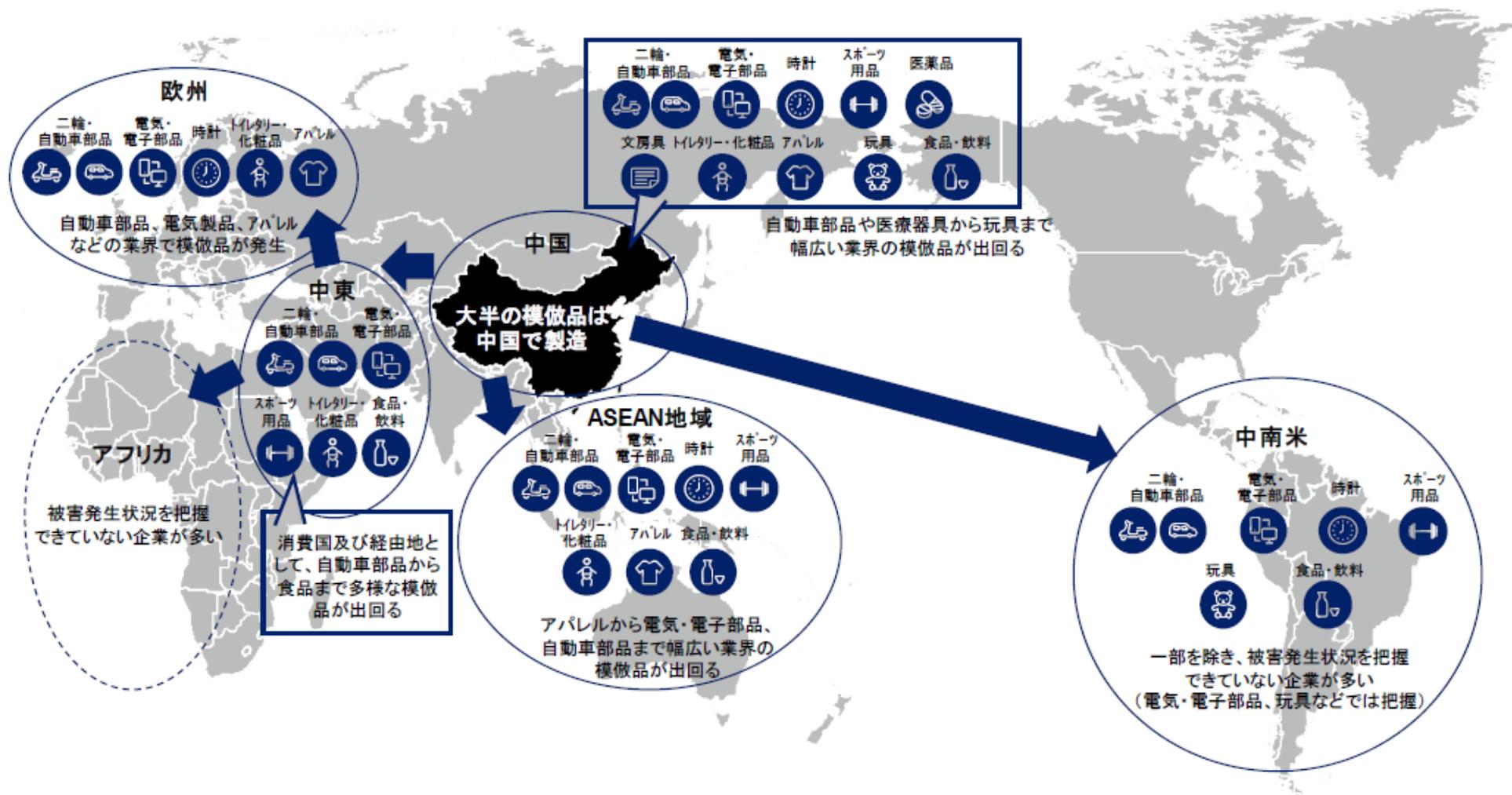


差止点数実績ベース
2021年



日本企業の模倣品の流通ルート

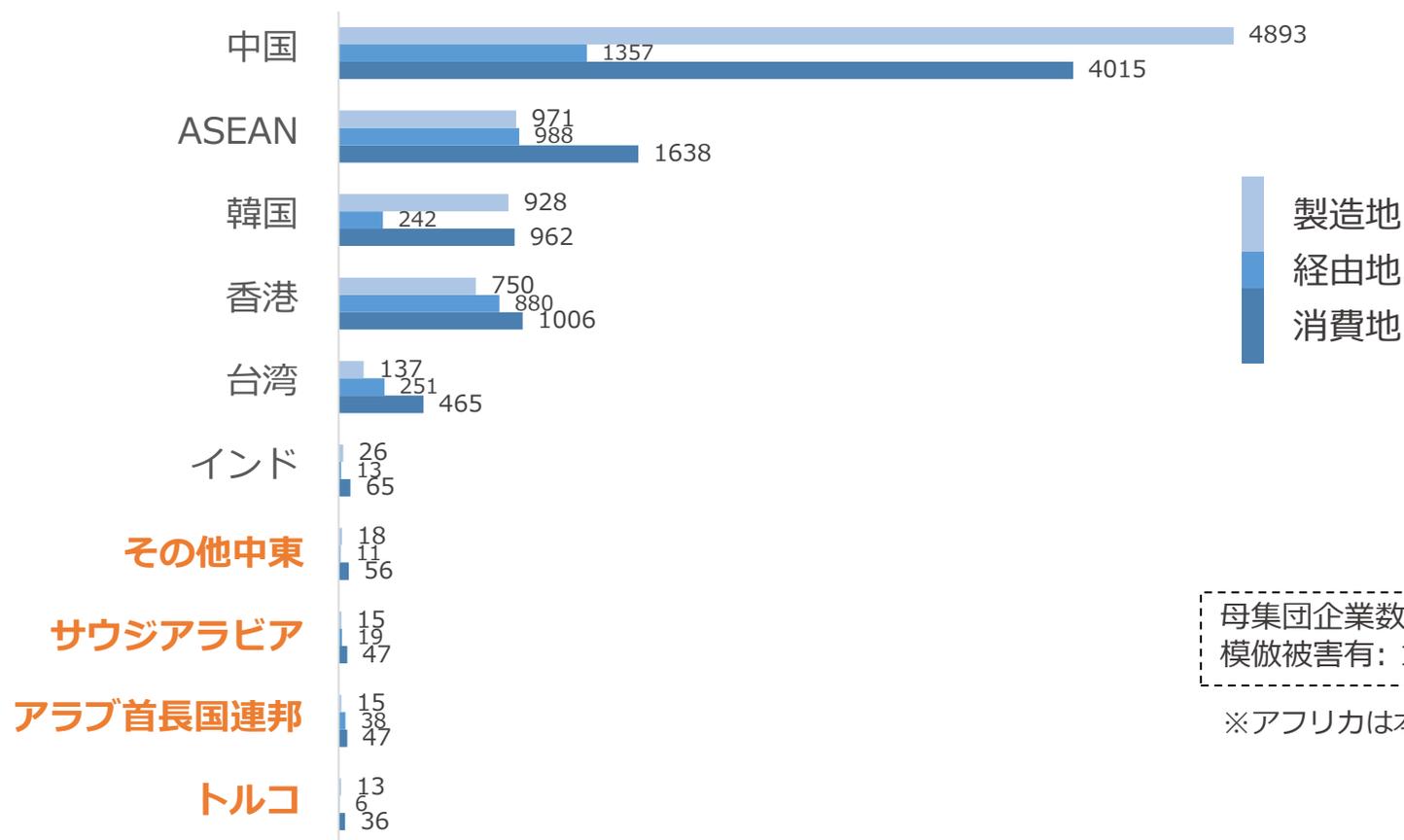
- 中東への模倣品は中国ルートが主で、さらにアフリカ地域にも流れていく。



日本企業の海外での模倣品被害把握状況

- 製造地、経由地、消費地ともに中国での被害が最も多く、データ上は中東での被害は相対的に小さい
- 日本企業は中東・アフリカ地域での模倣品被害状況を把握できていない可能性もある

海外で模倣被害を受けた日本企業による事例の把握状況（2019年）



模倣品問題の課題と対策



- 低所得層による模倣品の需要
- 当局の対応 ▶ 特にフリーゾーン
- 証拠収集の困難さ ▶ コンテナ・模倣品業者情報
- 権利者の積極性 ▶ 税関への商標登録・真贋判定セミナー

日本企業で未登録&更新漏れが散見!
少数量の差止めへの非対応



税関差止



(行政摘発)



刑事救済



民事救済

UAEの模倣品取り締まり

- ・ 特にドバイでのフリーゾーンでの模倣品対策は長期的な課題。特にトランジット。
- ・ ドバイ税関は、模倣品の差止めを積極的にPR。SDGsの観点でリサイクルを推進。

	本土	フリーゾーン (FZ)
税関	○	○ 2018年から取り締まりが本格化
経済局 (DED)	○	△ 権限を付与されたFZのみ取締り可 ドバイ・ドラゴンマート アジュマン・チャイナモール (ジェベルアリフリーゾーンは対象外)
警察	○	○

「○」 取締り権限あり、「△」 一部あり、「×」 なし

ドバイ税関による模倣品取組み 2023年

- ・ 処理した知的財産権関連紛争

333 件 (前年 : 388件)

- ・ うち模倣品

1,500 万点以上 - 約 29 億円

(7340万 AED)

- ・ 模倣品リサイクル

69万4,000 点 - 122件

- ・ ジェベルアリ港での差止め

30万錠の向精神薬 (10月)

昨年比
点数 **4 倍!**
件数 **1.3 倍!**



ジェベルアリフリーゾーン

- ・ 域内最大のフリーゾーン
- ・ 入居企業約10,000社が販売拠点、在庫拠点として進出
- ・ 日系企業はメーカーを中心に140事業所以上
- ・ なお、UAE全体で約40のフリーゾーンが存在

商標等登録制度

- ・ 税関
 - 7首長国すべて
- ・ 経済観光局 (DET)
 - ドバイのみ

بوابة الملكية الفكرية
IP GATEWAY



UAEの模倣品取り締まり（水際対策）

- 税関差し止めを実施する上で、各首長国の税関への商標登録が必須。
- 模倣品の詳細な情報を持っている場合は、差止申立書の提出が可能。

税関への申請

- 税関への商標登録 - 税関差し止めをする上で、前提となる作業。
 - ✓ 各首長国について提出が必要。
 - ✓ ウンム・アル=カイワイン、フジャイラ以外はオンライン申請可能。
 - ✓ 特にアブダビやドバイでは、商標登録されれば、税関から積極的な通報を受けることができる。
- 差止申立書の提出 - 侵害が疑われる貨物について詳細な情報を持っている場合。
 - ✓ 事前に税関への商標登録が必要。
 - ✓ 各首長国について提出が必要。
 - ✓ ウンム・アル=カイワイン、フジャイラ以外はオンライン申請可能。
 - ✓ 当局からの通報を受けて提出する場合は、通報から72時間以内に提出が必要。
 - ✓ 保証金の支払いが必要（当局からの通報を受けて提出する場合は不要。）
なお、模倣品でないと認定された場合、保証金は返還されない。

UAEの模倣品取り締まり（市場取り締まり）

- 行政取り締まりは、誰でも立ち入れる店舗や施設の内部のみが対象。
- 行政取り締まりの対象外のところは刑事手続きのみ。

行政手続き（経済開発局（DED）等）

- 誰でも立ち入れる店舗や施設の内部のみが取り締まり対象。
- 首長国ごとに手続きは異なる。
例：ドバイ（DET）
 - 「知財ゲートウェイ」のポータルを通じて申請書を提出
 - 商標の登録が必要
 - 事案調査料（2,000AED）、捜査手数料（1,000AED）等が必要。
 - 制裁として、罰金（上限15,000AED）、営業停止、模倣品の廃棄、等

刑事手続き（警察）

- 個人宅を含めて搜索可能。
- 各首長国の警察に告発状を提出。
- 裁判所の判決を受けて、押収品の廃棄、罰金の支払い。

本日の内容

1. 中東地域の知財全体像
2. 中東地域の模倣品問題
3. 現地日系企業との活動・知財情報

中東知的財産研究会（中東IPG）

構成

- 事務局 JETROドバイ（2016年2月24日設立）
- 中東に拠点を置く**日系企業約30社**が参加

主な活動内容

- 定期会合
- **中東アフリカの政府機関等との協力関係構築**
 - ✓ 真贋判定セミナー
 - ✓ 知財セミナー
 - ✓ 意見交換
- **IIPPF中東アフリカPJとの連携***
- **ガルフBPG（Brand Protection Group）と連携**

2023-2024年度活動抜粋

真贋判定セミナー

- **ドバイ税関***
- **アブダビDED***
- **カタールMOCI***
- ヨルダン税関、JSMO*
- サウジSAIP*
- ケニアACA*
- エジプト警察*

知財ワークショップ

- **BPG中東模倣品対策ウェビナー***
- **トルコ模倣品対策ウェビナー***
- **パキスタン模倣品対策ウェビナー**
- **サウジ模倣品対策セミナー**
- **サウジSAIP意見交換**
- **エジプト税関オンライン意見交換**

+ 啓発動画

中東IPG・IIPPF中東アフリカPJ イベント



中東の執行機関との関係強化

政府系団体・アラブ知的財産協会（EIPA）発言

⇒ 「適切な情報提供があれば、日本製品の模倣品には必ず対応する」





**ありがとうございました。
ご質問をお願いいたします。**

問い合わせ先：

ジェットロドバイ 後藤泰輔

Email: dubai_ipr@jetro.go.jp